

決第1号

決 定 書

異議申出人 飯 田 進

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和3年6月14日付けで提起された令和3年6月6日執行の境町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、当委員会はそのとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

第1 申出の趣旨

申出人は、本件選挙の当選の効力に関し、最下位当選した岩崎 ひろし候補（以下、「岩崎候補」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

第2 申出の理由

- 1 申出人の主張を要約すると、無効とされた163票及び全候補者の有効票の中に、申出人の有効票が含まれていることが考えられることから、票の精査、確認を求める。
- 2 候補者本人によるくじ引きでもなく、候補者の立ち合いもないという候補者が全く関わらないなかでのくじ引きという手続きに問題はないのか強く疑義を生じ異議を申し出る。候補者本人によるくじ引きか候補者立ち合いによるくじ引きを再度実施するよう強く求める。

第3 証拠

1 乙号証

- (1) 本件選挙の選挙録（乙1）
- (2) 町委員会作成の得票計算表（乙2）
- (3) 町委員会作成の開票所内レイアウト概要（乙3）
- (4) 町委員会作成の開票事務分担表（乙4）
- (5) 町委員会作成の令和3年6月27日 再開披 点検録（乙5）
- (6) 町委員会作成の令和3年6月27日 再開披 得票計算表（乙6）
- (7) 町委員会作成の令和3年6月27日 再開披所内レイアウト概要乙7）

(8) 町委員会作成の令和3年6月27日 開票事務分担表(乙8)

第4 当委員会の判断

1 当選無効について

申出人の異議申出のなかで、本件選挙の全ての票の精査、確認を求められていたことから、投票の再開披(封印し保存してある投票の再点検)について、当委員会の職権により実施の判断を行えるものと先例から解釈し、6月15日に臨時委員会を開催し、同27日に実施することを決定し実施した。申出人が主張していた「無効票及び他の候補者の有効票の中に、申出人の有効票となる票が含まれていることか考えられる。」については、本件選挙の全ての票を再点検した結果、申出人の有効票となる新たな票は確認できず、各候補者の有効投票数、無効投票数とも本件選挙結果と全て一致する結果となった。以上の理由から、本件選挙の当選の効力について公職選挙法第206条第1項に該当する事実はなく、選挙の結果に異動を及ぼす虞があったと認めることはできないので、当選を無効とする理由はない。

また、申出人は、異議申出の理由として、上記のほかに、得票数が同数であった申出人及び岩崎候補の当選決定に行われたくじ引きの方法に関して疑義を述べる点がある。

しかし、公職選挙法第95条第2項では、「選挙会において、選挙長がくじで定める。」とのみ規定され、その方法について明確な規定がないところ、投票数同数の場合をくじで定めるとした同法の趣旨が、当選の決定を客観的に偶然な事象にかからしめることで、公平性を確保する点にあると考えられることから、その趣旨に反するような方法がとられない限りは、違法はなく、具体的なくじの方法は選挙会にて決定することが可能と考える。本件選挙では、選挙長によるくじ引きという方法を取り、当選の結果に実施者の恣意が加わる余地はなく、客観的に偶然の事象によって決定されたものであり、くじの方法として違法は認められない。

よって、この点についても当選を無効とする理由はない。

2 結論

以上の理由から、申出人の主張には、当該無効の原因となる事実は認められないので、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和3年7月2日

境町選挙管理委員会

委員長 小堀 千枝子

教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。